

## 船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年9月14日 16時05分ごろ
発生場所	山口県下関市角島 <sup>つの</sup> 南西方沖 角島灯台から真方位223° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.0′ 東経130° 49.2′）
事故の概要	漁船第2拓洋丸 <sup>たくよう</sup> は、西南西進中、また、漁船第二太平丸 <sup>たいへい</sup> は、漂泊中、両船が衝突した。 第2拓洋丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、第二太平丸は、左舷中央部外板に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成30年9月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第2拓洋丸、4.8トン YG3-56649（漁船登録番号）、個人所有 11.95m（Lr）×2.76m×0.83m、FRP ディーゼル機関、355kW、平成9年4月5日 第291-37153号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第二太平丸、3.2トン YG3-56543（漁船登録番号）、個人所有 9.45m（Lr）×2.56m×0.72m、FRP ディーゼル機関、228kW、平成7年4月25日 第291-26610号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年3月30日 免許証交付日 平成26年3月6日 （平成31年3月29日まで有効） B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年9月25日 免許証交付日 平成27年11月16日 （平成33年9月24日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 霧雨、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、平成30年9月14日15時50分ごろ響灘の漁場に向けて下関市角島漁港を出港した。</p> <p>A船は、下関市通瀬崎南方沖で漁場に向けて針路を定めるとき、船長Aが船首方を目視で確認したところ、近距離に他船を認めなかったため、自動操舵として約10ノットの対地速力で西南西進した。</p> <p>船長Aは、操舵室内の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、出港時から降っていた霧雨がレーダーの感度に影響を及ぼさないよう、椅子の左前方にあるレーダーの感度調整を始めた。</p> <p>A船は、船長Aが左前方を向いてレーダーの感度調整をしていたところ、B船のspanカが視界に入ってB船の存在に気づき、直ちに主機を後進としたが、16時05分ごろB船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、一本釣り漁の目的で、14日06時00分ごろ下関市和久漁港を出港した。</p> <p>B船は、数か所の漁場で操業した後、角島南西方沖の漁場に移動し、15時30分ごろ船首を南南東方に向け、主機を運転した状態で漂泊し、操業を開始した。</p> <p>船長Bは、操舵室にいたところ、B船に接近するA船を左舷方約800mのところに認めたが、知り合いの漁船に形が似ていたため、同漁船が船長Bに所用があつてB船に近づいていると思い、前部甲板に移動して操業を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、B船と約30mの距離に接近したA船に気づいて危険を感じたものの、機関を操作してB船を移動させるなどの時間的な余裕がなかったため、前部甲板のたつに掴まって身構えていたところ、A船と衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが事故の発生を無線でA船の僚船に連絡し、B船は、来援したA船の僚船によりえい航され、共に角島漁港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、漁場に向けて針路を定めるとき、船首方に他船を認めず、また、霧雨が降って天気が悪いので、沖で操業している船はいないと思い、レーダーの感度調整を開始したが、確認したところが近距離であったため、もう少し遠方を確認していれば、B船の存在に気づいたと本事故後に思った。</p> <p>船長B及びB船の乗組員は、救命胴衣を着用していた。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、角島南西方沖において、響灘の漁場に向けて西南西進中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、左前方を向いてレーダーの感度調整を行っていて、見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、角島南西方沖において船首を南南東方に向けて漂泊中、船長Bが、接近するA 船を所用で近づいている知り合いの船と思い、漂泊を続けたことから、A 船との距離が約30mとなって衝突の危険を感じたものの、衝突を避けるための動作をとることができず、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、角島南西方沖において、A 船が西南西進中、B 船が漂泊中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、見張りを適切に行わずに航行を続け、また、船長Bが、接近するA 船を所用で近づいている知り合いの船と思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、船首方に船はいないとは思わず、常時周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・漂泊中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、その動静に注意するとともに、余裕のある時機に衝突を避けるための動作をとること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

